



読字 原田 観

No. 781

2015/ 11/15

# 日中友好新聞

発行所  
日本中国友好協会  
〒110-0005 東京都千代田区  
神田1-1-1 1F 2C13室

日中友好協会  
岡山支部  
〒710-8256  
岡山県東区3-8-30 511  
TEL:086(272)-3010  
郵便番号1100  
01250-0-3835

日中友好協会  
倉敷支部  
〒713-8511  
倉敷市連島中央1-8-4  
(宮地方)  
TEL:FAK086(446)-2711

日中友好協会岡山支部ホームページ  
<http://rzhong.biz/>  
メールアドレス  
rzhong86@hotmail.co.jp



## 第56回全国幹事会と全国原告団交流会

### ―弁護士は中国の養父母と同じ―

日中友好協会岡山支部 小林 軍治

#### はじめに

標記の会が11月3日、高知市の国民宿舎桂浜荘で開かれ、全国から33人が参加しました。この会は、中国 残留孤児「国家賠償訴訟弁護士、全国連絡会が主催し弁護士、原告、支援者の三者が裁判後も情報交換や当面する課題について話し合い、交流する場です。岡山県からは則武弁護士、高見原告代長と小生の3人が参加しました。

#### 報告と討議内容

弁護団から7月6日の厚生労働大臣面談、要請文の内容と戦後70年記念行事(中国帰国者の記念公演会・写真展、日中友好の会訪中団)及び映画「望郷の鐘」上映運動などについて報告がありました。

討議事項は、残留孤児問題における残された課題の、次の三点です。



石川さん

池田さん

- 一、新配偶者支援制度を受けられない配偶者への支援の実現に向けての対策(資料一、2ページに)
  - 二、帰国者の高齢化対策
  - 三、二・三世問題についての取り組み(資料二、2ページに)
- 長年にわたり労苦を共にしてきた**
- 資料一でわかるように、生活保護を受けられないで自立しようとする人が、支援を受けられないことができない

い。また、中国と日本で長年にわたり労苦を共にしてきたが、残留孤児が早くなくなつたという偶然の出来事で扱いを異にすることは、理解できない。こうした理由で支援給付を受けられない全国各地の配偶者から、なんとかしてほしいとの声が出されています。

東京、京都などで 配偶者支援金を受給できない遺族配偶者」の聞き取り調査を行い、厚生労働省と話し合いを持っています。

#### 弁護士への感謝の言葉

##### おわりに

今回の交流会・懇親会で、P.O法人中国帰国者・日中友好の会」の池田理事長、高知県の原告代表の石川さんなど多くの原告から、弁護士に対する感謝の言葉が述べられました。

私たちが孤児は、日本社会の



高見さん 則武弁護士

仕組み、法律の意味もわからない。何もわからない私たちをばげまし、裁判をたたかうことができたのは、弁護士先生のおかげです。」

弁護士先生は、私たちに「つては、中国の養父母と同じで、命の恩人です。」

#### 「残留孤児」の歴史を風化させないために―

映画「望郷の鐘」上映運動の話し合いの中で、こうした「残留孤児」や満蒙開拓団の史実を描いた映画を普及し保存しよう。また、裁判記録など、

### 中国百科検定を受験して(2級・中国通コース)

犬飼 繁

10月30日、仕事を終えて帰宅すると、中国百科検定の通知が届いていました。結果的には満点で合格でしたが、受験する前は「高校の世界史の教員なのに不合格ではみっともない」という思いから大きなプレッシャーを感じていました。

歴史の問題には不安はありませんでしたが、百科検定というだけあって、大変幅広い分野から出題があり、特に世界遺産や現代中国の政治と法、経済と産業など知らないことも結構あり、問題集で勉強しました。

最も頭を痛めたのは現代文学、映画、食文化、風俗習慣で、ほとんど知らないことばかり。映画「レッドクリフ」の監督がチャンイーモウということは知っていましたが、漢字で張芸謀と書くとは知りませんでした。カナを振って欲しかったなー！ともあれ試験前の1週間の猛勉強が実ってやれやれです。

生徒に「マークテストでは円からはみ出さないようにきれいに塗るように」と注意してきた自分ですが、いざやってみると、きれいにマークすることが意外に難しいことに気付いたのもちよつとした驚きでした。

\*3級・ものしりコースで竹内さん 片岡さんも合格したと知らせがありました。

おめでとうございます。他のみなさんもぜひ結果をお知らせください。

残留孤児」や二・三世の問題を正しく次世代に引き継いでいかななくてはならない。長野県の「満蒙開拓記念館」のような施設を全国の人々に紹介しよう。

今後も「残留孤児」の歴史を風化させないとりくみを日中友好運動の重要な課題と位置づけ、推進したい。

# 「友好 cafe」好評でした＝健康まつり in みづしま



11月8日、倉敷市水島南春日町の第一公園で開催された、「健康まつり in みづしま」に日中友好協会倉敷支部は、今年も参加し、平和と友好の交流を深めました。今年の日中友好協会倉敷支部として、テーマを持って参加しようとする前の理事会で話し合い①水島協同病院と日中友好の歩み、②当支部が援助し活動を続けている「帰国者への日本語教室」の紹介としました。

「友好 cafe」には来訪者が続き、中国茶を飲みながら今年には中国旅行を計画してほしい。日中友好協会倉敷支部が取り組んでいる中国映画会のことをもっと宣伝してほしい。太極拳を習いたい。安倍総理は中国を敵視している、辞めてもらいたい。などが弾みでした。カレンダールの販売、中国茶、Tシャツの販売も好調でした。

大本 芳子

## 「15年戦争」歴史学習会

毎月第4金曜日 午後2時～ 岡輝公民館 参加費：資料代300円  
講師：青木康嘉先生

<今後のスケジュール>

- \* 2015年11月27日(金) 第4回 「満蒙開拓団とは」
- \* 2015年12月25日(金) 第5回 「治安維持法と学問・思想弾圧」
- \* 2016年 1月22日(金) 第6回 「2・26事件と華北分離工作」
- \* 2016年 2月23日(火) 第7回 「満蒙開拓青少年義勇軍とは」
- \* 2016年 3月25日(金) 第8回 「盧溝橋事件と日中戦争」



(資料二)

### 2世・3世に対する支援を拡充してください

親である1世とともに帰国した2世・3世も、わが国の政策の被害者です。

とりわけ、帰国時に成人になっていたため国費帰国の対象とならず、後から呼び寄せられた2世・3世は、日本での学校教育を受ける機会がなかったため、日本語が不自由な場合が少なくありません。そのため、安定した仕事につけず、リストラで職を失うことも多いようです。1世の帰国が遅ければ遅いほど2世の帰国・来日の年齢も高く、就労が困難であり、高齢になった場合に年金を受給できない不安があるなど、1世と同様の労苦を抱えています。

ところが、2世を対象とする、就労支援、自立支援通訳、日本語教室への参加などの支援策は、原則として国費帰国した2世に限定されています。帰国が遅れた孤児の2世ほど支援が必要なのに、手がさしのべられていないのです。医療機関を受診する際に、通訳の援助を受けたいという切実な声があがっています。

また、国費帰国した2世に対する就労支援策も、実効性の極めて乏しいものとなっています。こうして現状を改善しなければ、貧困にあえぎ、人間の尊厳を奪われ、老後の生活が破たんするとい

う、帰国した孤児たちが辿った道を、再び2世・3世が歩むことになりかねず、抜本的な対策が求められています。

2世・3世に対する支援策を、国費帰国できなかった2世・3世にも拡充するとともに、充実させ、実効性のあ

次回の新聞発送作業は  
11月24日(火)午後0時から  
民主会館2階で行います。  
前回お手伝いくださった方です。

石川  
小林  
竹内和  
竹内製  
光本

(資料一)

### 2008年4月1日以前に死亡した孤児すべての配偶者及び支援給付を受給せずに死亡した孤児の配偶者にも、支援給付・配偶者支援金を支給してください

現在の制度では、2008年4月1日の支援給付金支給実施前に孤児が死亡した場合、配偶者が受給できるのは、①孤児が60歳以上で死亡し、②施行時(平成20年4月1日)に配偶者が生活保護を受給している場合に限定されます。(支援法附則4条)。

したがって、59歳以下で死亡した孤児の配偶者や、60歳以上で死亡した孤児の配偶者であっても2008年4月1日時点で生活保護を受けていなかった配偶者は支援金給付を受けられず、生活保護での生活を余儀なくされており、配偶者支援金も支給されません。

また、現在の制度では、孤児が支援給付を受給しないと配偶者も支援給付を受けられないため(支援法13条4項)、あえて支援給付を受けず自立してきた夫婦で孤児が死亡すると、やはり配偶者は支援給付も配偶者支援金も支給されません。

こうした配偶者たちも、中国にいた時代から孤児を支え、孤児と共に労苦を重ねてきたことに全く変わりはないことから、支援給付も配偶者支援金も受けられないという「二重の格差」の不合理性に苦しみ、非常につらい思いをしています。同情の声も強く上がっています。

今回改正された支援法は、孤児と「長年にわたり労苦を共にしてきた」配偶者を正面から支援対象と位置付けるものです。したがって、配偶者はそれ自体支援されるべき存在であり、孤児の死亡年齢や、まして自立してきたという事実があったからといって支援の対象外とされる理由はありません。

こうした配偶者から届いた悲痛な手紙を、厚生労働大臣に提出いたします。ぜひお読みいただき、孤児と労苦を共にしたすべての配偶者を平等に支援する政策を実現して下さるようお願いいたします。